令和4年度 山形県国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時・場所

令和5年2月2日(木) 午前11時00分~正午 山形県自治会館 602会議室

2 出席者

協議会委員: 玉木会長、船山委員、奈良崎委員、間中委員、逸見委員、齋藤委員、桂委員、 丹野委員、保科委員、城戸口委員 (12 名中 10 名出席)

事 務 局: 堀井健康福祉部長、音山がん対策・健康長寿日本一推進課長、三浦課長補佐、 奥田主査、逸見主査、遠藤主任主事、鈴木主事、金澤主事

3 協議会次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会長選出
- 4 報 告
 - (1) 令和3年度山形県国民健康保険特別会計の決算について
 - (2) 令和5年度山形県国民健康保険特別会計の見通しについて
- 5 協議
 - (1) 令和5年度市町村納付金及び標準保険税(料)率の算定結果について
- 6 その他
- 7 閉 会

4 議事録

議 事 録	
発言者	内容
	1 開会
事務局	ご案内の時刻になりましたので、ただいまより、「令和4年度山形県 国民健康保険運営協議会」を開催します。
	開会に先立ち、会議の公開についてお諮りします。本日の会議につきましては、「山形県審議会等の公開に関する指針」の規定により、公開としたいと存じますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
	ご異議が無いようですので、公開とさせていただきます。

発言者	内容
	2 あいさつ
部長	いつも大変お世話になっております。山形県健康福祉部長の堀井で ございます。本日は、ご多忙のなか、また悪天候のなかご出席いただ き、誠にありがとうございます。
	この山形県国民健康保険運営協議会は、先の国保制度改革に合わせて、国民健康保険事業の運営に関する重要事項についてご審議いただくことを目的として、平成29年度に設置したものでございます。
	昨年度は、任期満了に伴いまして、初めての委員の改選を行ったところですが、昨年度の本協議会はコロナ禍により書面開催となったため、今回が初顔合わせとなります。再任いただいた委員の皆様方、また、新たにご就任いただいた皆様方、本県の国保事業の運営にお力添えを賜りますようお願いいたします。
	さて、県では、保険者としての事務を市町村と共通認識の下で実施するため、本協議会において協議のうえ、平成29年度に「山形県国民健康保険運営方針」を策定しております。この現行方針の対象期間は令和5年度までとなっており、今後、次期方針の策定作業を進めていくことになります。策定にあたり、本協議会への方針案の諮問、また答申をいただくこととなりますので、来年度の本協議会の会議は、3回程度開催することを予定しておりますので皆様のご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。
	本日の会議では、県国保特別会計の令和3年度の決算、また5年度の見通しについてご報告させていただきます。また、来年度の市町村納付金の算定結果についてご協議いただきます。 限られた時間の中ではございますが、活発な議論となりますよう、委員の皆様にお願い申し上げ、挨拶といたします。
事務局	ここで、県健康福祉部長の堀井につきましては、この後他の公務の 予定が入っておりますので、恐れ入りますが退席させていただきます。
	続きまして、本日の会議の成立について報告します。 山形県国民健康保険運営協議会条例第3条第3項において、本協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないとされています。 本日は、委員12名中、10名の方からご出席いただいていますので、本日の会議は成立していることを報告します。
事務局	続きまして、次第の3「本協議会の会長選出」に移ります。

発言者	内容
	本日は、令和3年の委員改選後初めての対面による協議会開催となりますので、新たに会長を選出する必要がございます。 協議会会長は、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定により、 公益代表の委員の中から委員の互選により選出することとなります。 ここで、事務局から、公益代表の委員の中から、県社会福祉協議会 長であられる玉木委員に本協議会会長をお願いすることを提案したい と思いますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
	ご異議無いようですので、玉木委員に会長をお願いすることとします。恐れ入りますが、玉木会長は会長席にご移動願います。 それでは、玉木会長より一言ご挨拶を賜りたいと思います。
会長	ただ今、本協議会の会長に選任いただきました、山形県社会福祉協 議会の玉木でございます。
	平成30年から始まりました新たな国民健康保険制度は、今年度でスタートから5カ年度目となりますが、概ね順調に運営されていると認識しております。
	一方、国保加入者の減少や医療の高度化に伴う医療費の増嵩により、 今後の国民健康保険事業を取り巻く環境は益々厳しくなってくるもの と予想されております。そこで、県では、市町村間の相互扶助をより 一層深化し、国保制度を持続可能なものとするため、次期国保運営方 針の策定に向けて、市町村と協議を進めていると伺っております。
	国保事業が将来にわたって安定的に運営されていくためにも、本協議会の担う役割はますます重要になってくるものと考えます。国保制度にそれぞれのお立場で関わっておられる皆様に、その貴重な見識をもってお力添えをいただくようお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。
	4 報告
事務局	続きまして、次第の4「報告」に移ります。
	議長は 運営協議会条例第3条第2項の規定により、玉木会長にお願いしまして、報告・協議と進めて参りたいと思います。
	それでは玉木会長、よろしくお願いします。

発言者	内容
会長	それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。
	報告事項「(1) 令和3年度山形県国民健康保険特別会計の決算について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料1に基づき、事務局より説明】
会長	ただ今の説明に対し、皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙 手をお願いします。
	(質問・意見等なし)
	次に、報告事項「(2)令和5年度山形県国民健康保険特別会計の見 通しについて」、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料2に基づき、事務局より説明】
会長	ただ今の説明に対し、皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙 手をお願いします。
	(質問・意見等なし)
	5 協議
	続きまして、次第の5「協議」に移ります。 協議事項「(1) 令和5年度市町村納付金及び標準保険税(料)率の 算定結果について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料3に基づき、事務局より説明】
会長	ただ今の説明に対し、皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙 手をお願いします。
	(質問・意見等なし)
	協議事項 (1) につきまして、ご異議なしということでよろしいで しょうか。
	(異議なし)
	それでは、協議事項(1)は可決されました。
	これで本日の議事を終了します。円滑な進行にご協力いただき、誠 にありがとうございました。では、進行を事務局に返します。

発言者	
	6 その他
事務局	玉木会長、どうもありがとうございました。
	続きまして、次第の6「その他」に移ります。 事務局から1点、「国民健康保険税(料)水準の統一について」説明 します。
	【資料に基づき、事務局より説明】
委員	「国民健康保険税(料)水準の統一」とは、各市町村の税率を全部同じにするということですか。 資料3-4(「令和5年度標準保険税(料)率の算定結果」)に記載されている保険税率は、所得割にしろ均等割にしろ平等割にしろ、みんなバラバラのように思えるが、それがみんな1つになるということですか。
事務局	「完全統一」となれば、委員ご発言のとおりとなります。県内全ての市町村が県で決定した同じ税率になるということになります。ただ、「完全統一」に至るためには、現在、各市町村がそれぞれ実施している保健事業、また保険税(料)の収納率もばらばらである中で、それらの扱いをどうしていくのかなど、相当の時間をかけて議論しなければいけないと考えています。ですので、まずは本県では、「納付金ベースの統一」を目指して、医療費水準を加味しない形で納付金を市町村から納付いただくということで、今のところは進んでいます。
委員	わかりました。
委員	今のお話に関連して、一つお聞きしたいのですが、そうしますと、 医療費の水準の平均化を目指すということは、無医村ですとか、過疎 のところもあります。それを加味して医療費を平均化するということ は、診療所数や病院数も調整していくという考え方なのでしょうか。
事務局	委員ご指摘のように、市町村からも、医療資源の偏在が医療費指数の格差に繋がっているのではないかという意見をいただいており、一つの要因としてはそれも当然あると考えています。ですので、本県における医師確保計画や地域医療構想などの話もさせていただきながら、今後、本県として取り組んでいくべき方向性や姿勢として示させていただいております。ご存知の通り、なかなか短期的に解消されるような簡単な話ではないと思っています。一方で、今後の協議事項となりますが、医療費水準の格差をなくすため、各市町村において、保健事業により一層頑張って取り組んでい

町村等に対しては、インセンティブ措置として交付金を交付しようといったことも現在調整しております。 委員ご指摘の医療資源の偏在に対する対応については、かなり長いスパンで取り組んでいく必要がある中で、今できる具体的な対応としては、医療費指数の低い市町村や下がったところに対する支援、そのあたりで市町村と具体的に話を進めていきたいと考えています。 協会けんぽの場合ですと、政府管掌保険だった時には全国一本の保険料率だったのが、都道府県単位の協会になってからは(都道府県単位での保険料率に)変更しておりますので、今回とは逆パターンとなります。 国保の場合、各自治体で独自に運営していたものが、人口減少の自	発言者	内容
険料率だったのが、都道府県単位の協会になってからは(都道府県単位での保険料率に)変更しておりますので、今回とは逆パターンとなります。 国保の場合、各自治体で独自に運営していたものが、人口減少の自治体が賄えなくなっていくため県単位となり、また、ゆくゆくはお金		そして、市町村の頑張りの度合いとして、医療費水準の下がった市町村等に対しては、インセンティブ措置として交付金を交付しようといったことも現在調整しております。 委員ご指摘の医療資源の偏在に対する対応については、かなり長いスパンで取り組んでいく必要がある中で、今できる具体的な対応としては、医療費指数の低い市町村や下がったところに対する支援、その
険料だけが高くなってしまうこと、そういったことを住民の方にどう説明するかがやはり一番大変なところだと思います。 これについては、インセンティブで返すといっても、保険料率を下げる形で返すことができないわけです。あくまでも各自治体に返して、自治体サービスを充実していただくというように間接的にしか返すことができないので、やはり財布の痛みというのは変わらない訳です。これが現実です。ですので、医療費水準を何とか変えると言っても、もう供給量が違うので、供給が需要を作り出すということからすると、それは難しいことです。 そうすると目線を変えて、いかに医者にかからないで、自分で健康を保つかという方向に目線を変えるというようなことになると思います。 私どもの場合だとインセンティブ制度により、そこで頑張ったところは保険料率が下がるし、そうでないところは、その分少し多く払ってもらうという形でメリハリをつけています。 また、健保組合、共済組合さんの場合だと、後期高齢者への支援の加算減算で、メリハリをつけています。山形県の場合だと、健保組合が4つあるので、その中で今回明らかになったところでは、加算減算のポイントが全国で一番高かったのが山形銀行健保組合。そして15番目に高いのがきらやか銀行健保組合。単一健保としての結果です。そして山形県自動車販売健保、こちらは全国の総合設立の健保の中で9番目に高いという結果で、県内4つの内3つの健保が、減算によりメリットがもらえるという形になっています。また、山形県の協会け	委員	国保の場合、各自治体で独自に運営していたものが、人口減少の自治体が賄えなくなっていくため県単位となり、また、ゆくゆくはお金の統一もしましょうという流れになっていると思います。ただ実際には、各首長は、今までとサービスが変わらないのに、保険料だけが高くなってしまうこと、そういったことを住民の方にどう説明するかがやはり一番大変なところだと思います。これについては、インセンティブで返すといっても、保険料率を下げる形で返すことができないわけです。あくまでも各自治体に返して、自治体サービスを充実していただくというように間接的にしか返すことができないので、やはり財布の痛みというのは変わらない訳です。これが現実です。ですので、医療費水準を何とか変えると言っても、もう供給量が違うので、供給が需要を作り出すということからすると、それは難しいことです。 そうすると目線を変えて、いかに医者にかからないで、自分で健康を保つかという方向に目線を変えるというようなことになると思います。 私どもの場合だとインセンティブ制度により、そこで頑張ったところは保険料率が下がるし、そうでないところは、その分少し多く払ってもらうという形でメリハリをつけています。また、健保組合、共済組合さんの場合だと、後期高齢者への支援の加算減算で、メリハリをつけています。 また、健保組合が4つあるので、その中で今回明らかになったところでは、加算減算のポイントが全国で一番高かったのが山形銀行健保組合。そして15番目に高いのがきらやか銀行健保組合。単一健保としての結果です。そして山形県自動車販売健保、こちらは全国の総合設立の健保の中で9番目に高いという結果で、県内4つの内3つの健保が、減算によりメリットがもらえるという形になっています。また、山形県の協会けんぼは、健診の実施率が全国で一番高いということで、インセンティブを全国協会けんぼの中でいただけています。これからは目線を「幾ら自分が払わなければならないのか」から、

発言者	内容
	ちらの方にベクトルを向け変えて、認識共有を図るかというようなや り方なのかなと思います。
事務局	ただいま委員からご紹介いただきました取組みについて、まさしく 我々も今後市町村と具体的に協議を進めていきたいと考えているとこ ろです。国保にも保険者努力支援制度交付金というものがあり、本県 は、被保険者1人当たりの交付額は全国一位となっています。この取 組みに対し貢献してくださる市町村へインセンティブを与えたいと考 えています。 それと、医療費適正化の取組みはこれまでも続けてきたわけです が、今後も着実に継続して参りたいと考えています。
委員	保険料もさることながら、各個人家庭での支払額の負担が大変なのが実状だと思いますので、予防に徹することも大事だと思います。それと、マイナンバーカードによる受診により薬の重複など無駄なことを排除できることもあると思います。そうすると保険料にもよい方向に働くと思いますので、ぜひそういうビックデータをきちんと活用できるような県の方針を、しっかりと立案していただきたいと思います。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。 県では医療費適正化計画を策定しており、マイナンバー制度の導入 に伴う様々な医療費適正化については、今後議論されていくところか なと考えております。 6 閉会
	以上